

**改正**

平成9年3月31日条例第4号

平成17年3月31日条例第17号

平成25年3月29日条例第25号

平成28年3月31日条例第12号

平成30年3月30日条例第9号

吹田市消費生活センター条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の2第1項の規定に基づき、同法第10条第2項の消費生活センターの設置及び事業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

**第2条** 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市消費生活センター
- (2) 位置 吹田市朝日町3番203号

(目的)

**第3条** 消費生活センターは、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安全、安定及び向上の確保に資することを目的とする。

(事業等)

**第4条** 消費生活センターは、前条の目的を達成するため消費生活に係る次の事業を行う。

- (1) 各種講座の開催等、啓発に関すること。
- (2) 相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供並びに資料の展示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 消費生活センターは、事業者に対する消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第8条（第1号を除く。）に定めるところにより、組織し、及び運営するものとする。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

### 附 則（平成9年3月31日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（以下省略）

### 附 則（平成17年3月31日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条を削り、第6条を第10条とし、同条の次に5条を加える改正規定（第15条第2項から第4項までに係る部分に限る。）は、平成17年7月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月29日条例第25号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年3月31日条例第12号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（平成30年3月30日条例第9号）

この条例は、平成30年9月1日から施行する。